

入札説明書

令和7年6月16日千葉市公告第473号により公告した千葉市被害認定調査システム用タブレット端末等賃貸借の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約名

被害認定調査システム用タブレット端末等賃貸借（長期継続契約）

(2) 業務概要

別添仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

※機器は、令和7年8月末までに納入すること。

(4) 履行場所

千葉市総合政策局危機管理部防災対策課

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格者名簿の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(3) 令和2年度から令和6年度までに、本件と同種・同規模以上の履行実績を有している者

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間 公告の日から令和7年6月23日（月）まで

（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）

(2) 提出場所 千葉市総合政策局危機管理部防災対策課

(3) 提出方法 持参又は郵送（必着）

(4) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 契約実績調書（様式2）

(5) 確認通知 令和7年6月26日（木）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 入札に関する質問の受付

- (1) 入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書（様式3）を提出すること。

- ア 提出期間 公告の日から令和7年6月23日（月）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）
- イ 提出場所 千葉市総務局危機管理部防災対策課（bosaitaisaku.POCR@city.chiba.lg.jp）
- ウ 提出方法 持参又は電子メール

- (2) 質問に対する回答は、令和7年6月26日（木）までに電子メール又は書面にて行う。

5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 令和7年7月2日（水）午後4時00分

場 所 千葉市総合政策局危機管理部防災対策課

※入札及び開札は、入札書等の事前提出による非参集型で実施する。

- (2) 入札方法

入札書は、郵便による場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記8の契約事務担当課宛に書留郵便にて郵送すること。持参による場合も、郵送の場合と同様、二重封筒に必要事項を記載し、持参すること。

入札書の提出期限は、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日当日の午後3時00分まで必着とする。

- (3) 入札書に記載する金額

入札金額は、本件契約の令和7年度に要する金額の税抜額を記載すること（契約期間全体の総額でないことに注意すること）。なお、初期設定に係る経費は別途契約するため、金額に含めないこと。また、次年度以降の1月当たりの支払額に変更がないようにすること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

- (5) 入札保証金 要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条各号のいずれかに該当する場合は免除。）

- (6) 最低制限価格 無

- (7) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、再度入札を行う。

- (8) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、初回の入札で無効又は失格とされた者は参加できない。

7 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

契約条項等については、契約事務担当課及び千葉市ホームページ「千葉市例規集」にて閲覧できる。
(http://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000202.html)

8 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総合政策局危機管理部防災対策課

電話 043-245-5113

mail bosaitaisaku.POCR@city.chiba.lg.jp